平成２５年（フ）第５９１号
神奈川県厚木市松枝１丁目11番21号　クリオコート柳田105
債務者　小池　健司
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５９９号
神奈川県厚木市妻田北２丁目８番25号
債務者　三縄　英光
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６１号
兵庫県淡路市岩屋365番地　大塚アパート
債務者　中田　浩一
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第６４号
兵庫県淡路市中田65　有井住宅、前住所兵庫県南あわじ市市円行寺521番地17
債務者　原田賢太郎
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第６１号
山口県岩国市下559番地
債務者　藤本　勝己
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第６４号
山口県岩国市玖珂町5855番地１
債務者　小野　静江
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第１３３号
神戸市兵庫区湊川町８丁目３番17号
債務者　井上美津子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７５４号
神戸市垂水区学が丘５丁目２番520―101号、従前の住所兵庫県三木市緑が丘町西３丁目６番地の38
債務者　戸田嘉代子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８１５号
兵庫県神戸市長田区梅ケ香町１丁目３番９号
債務者　畠中化成こと　畠中　速夫
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２４号
鹿児島県鹿屋市寿６丁目10番２―202号、前住所鹿児島県鹿屋市新川町45番地10
債務者　下西　香苗（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１６０号
青森県八戸市白銀台３丁目２番地６
債務者　宮崎みどり
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
青森県八戸市大字糠塚字南長市８番地３、前住所青森県八戸市大字田面木字松長根11番地22
債務者　鍬形　次男
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
北海道網走市台町３丁目６番２―３号
債務者　板谷　祐子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２５年（フ）第３４６号
埼玉県比企郡嵐山町大字志賀517番地２　レフィナード102号
債務者　伊藤　章二
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３６２号
埼玉県羽生市東１丁目２番38号
債務者　堀川　優香
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第７６号
青森県つがる市木造桜木８番地２　桜木団地101号
債務者　安田　健二
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第３９３号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目237番地３
債務者　小禄　朝子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部